

さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和8年 3 月 31 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第65号

さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市旅館業法施行細則（平成14年さいたま市規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(許可申請書の様式等) 第2条 [略] 2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(5) [略] <u>(6) 施設に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写し、管理規約その他の旅館業を営むために必要な権原が存することを証する書類</u> (7) [略] 様式第1号（第2条、第13条関係） 旅館業営業許可申請書 [略] [略] 備考 次の書類を添付してください。 1～5 [略] <u>6 施設に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写し、管理規約その他の旅館業を営むために必要な権原が存することを証する書類</u> 7 [略]	(許可申請書の様式等) 第2条 [略] 2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(5) [略] (6) [略] 様式第1号（第2条、第13条関係） 旅館業営業許可申請書 [略] [略] 備考 次の書類を添付してください。 1～5 [略] 6 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。